

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

## くらしを支える税

第 41 号

平成 25 年 7 月

北見市租税教育推進懇話会

一学期がもうすぐ終わり、子どもたちが待っている夏休みが始まりますね！

今年は、暑くなったり、寒くなったり、寒暖差が激しく、体調を崩している人もいないでしょうか？ 体調を崩している人は、夏休みまでには治してくださいね。

6月21日、夏至にあたるこの日の北見地方の最高気温は、平年より7.7度低い14.0度でした。(ブルック) 北海道電力の発表によると今年の夏は「北海道の電力需給対策・節電7%以上」という目標がありましたが、今年の夏は「無理の無い範囲での節電にご協力をお願いします。」となっていました。

また、気象庁の発表によると北海道の気温の長期予報(7月・8月)は、「平年並み」または「平年より高い」という確率がともに40%となっていますが、暑くなるのでしょうか？

### 「国税」について(第一回) ～ 印紙税 ～

国税には、印紙税、関税、揮発油税、航空機燃料税、自動車重量税、酒税、消費税、所得税、石油ガス税、石油石炭税、相続税、贈与税、たばこ税、地価税、電源開発促進税、登録免許税、とん税及び法人税などがあります。(50音順)

第1回目の今回は、印紙税について説明します。

世界で最初に印紙税が誕生したのは、1624年のオランダです。

オランダのヨハネス・ファン・デル・ブルックという税務職員が「法律上、重要な書類にはスタンプの押捺を受けさせ、その際に税金を納めさせる」という新税のアイデアを思いつき、応募し採用されたことが**印紙税**の始まりだそうです。



日本では、1873年(明治6年)に導入されました。

印紙税は、「契約書」「手形」「領収書」など、印紙税法の課税物件表に掲げる文書に対して課される税金です。(課税物件表には20種類の文書が掲載されています。)

例えば、3,000万円で購入した際に、「不動産売買契約書」を作成した場合、この文書を作成した人が1通につき1万5千円の収入印紙を契約書に貼り付け、これに消印をして納付します。

作成した契約書が2通であれば、各1万5千円の収入印紙を契約書に貼り付け、計3万円の印紙税を納付することになります。

※ 上記の印紙税額は、平成26年3月31日までに作成された場合の税額です。

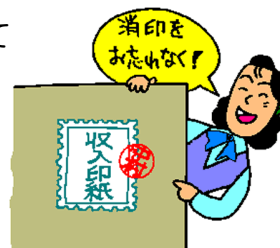


#### 印紙税を納付しなかったときは

印紙税が課税される文書の作成者が、印紙税を納付しなかったときは、たとえ印紙税が課税されることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の3倍(収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは1.1倍)の過怠税が課税されます。

また、文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課税されます。

※ 過怠税とは、不納付税額に対する追徴と行政的制裁であり、印紙税法のみに規定されているものです。



# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」について



<http://kakehashi.mext.go.jp>

子どもと社会の架け橋となるポータルサイト ▶HOME ▶「パートナー」検索 ▶最新ニュース ▶架け橋ブログ



子どもたちが学校での学びを社会生活等と関連付けて捉え、その意義を理解して、意欲をもって学習に取り組むことができるようになるためには、学校が、学校の外にある教育資源、すなわち地域・社会や産業界等と連携した教育活動を充実させていくことが重要です。

## 学校が地域・社会や産業界等と連携・協働した教育活動をより推進することができるようポータルサイトを開設。

文部科学省では、各学校において地域・社会や産業界等と連携した教育活動を充実させるために、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」を結び付けることを目的としてウェブサイト「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」（以下、「サイト」といいます。）を開設しております。

このサイトには、本年2月から「租税教育への支援」情報の掲載を開始しております。

「租税教育への支援」情報の内容は、「学校内での教育活動への指導支援（各教科等への出前授業、社会人講話等への講師派遣を含む）」、「租税教育用図書・教材等の無償提供」及び「学校の教職員への研修、指導用資料の提供」となっており、サイトを経由して、各種申込みもできます。

当懇話会においても「租税教育への支援」に関する受付は随時行っていますが、サイトを利用すると、時間や曜日に関係なく申込みできることから大変便利です。是非一度アクセスしてみてください。

アドレスは、<http://kakehashi.mext.go.jp> となります。

### 租税教室のお知らせ

租税教育推進懇話会では、次代を担う児童・生徒の皆さんに、税の意義や役割を正しく理解していただけるよう、学校のお手伝いとして、税務署の職員などを講師として租税教室を開催しています。申し込みや租税教室についてのご質問などは、**北見税務署 税務広報広聴官**にご連絡ください。

なお、講師派遣に関する費用は一切かかりません。

#### 【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は  
北見税務署 税務広報広聴官  
加賀 貢  
北見市青葉町3番1号  
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』  
『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』  
など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。